

運 営 規 定

社会福祉法人 白寿会
短期入所生活介護（介護予防）プレミアム草加南

短期入所生活介護（介護予防含む）
プレミアム草加南運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）が開設する「短期入所生活介護（介護予防含む）プレミアム草加南」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者等（以下「利用者という」）に対し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能・生活機能の維持回復を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 短期入所生活介護プレミアム草加南
- （2）所在地 埼玉県草加市柳島町890番4

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（特別養護老人ホーム管理者兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）従業者
生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
看護職員 1人以上（特別養護老人ホーム兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
介護職員 4人以上（特別養護老人ホーム兼務）
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
栄養士 1名（特別養護老人ホーム兼務）
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
調理員 3名（特別養護老人ホーム兼務）
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
※従業者は指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行う。

（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- （1）利用定員 10人 空床利用型 特別養護老人ホームの定員29人以内

(2) ユニット数及びユニットごとの利用定員

- ・ユニット数 1ユニット
- ・ユニットごとの利用定員 10人

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (6) 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、完結日から2年間保存する。利用者の求めに応じ、サービス内容を確認するための報告書を作成する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に掲げる利用料のほか、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

なお、上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（又は記名押印）を受けることとする。

- (1) 居住費（ユニット型に限る） 1日2, 200円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

- (2) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） 195円～583円/片道

事業区域外の方 介護報酬の告知上の額とは別途に下記の金額を徴収するものとする。

事業所から片道30km未満 1, 000円

事業所から片道30km～50km未満 1, 500円

- (3) 食費 1日1, 600円（朝食400円、昼食650円、夕食550円）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

- (4) 理美容代 メニュー表に準じた実費相当額

- (5) その他日常生活上の便宜に係る費用

テレビレンタル費用 100円/日 レクリエーション費・行事費 実費

- 3 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治

の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第9条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定短期入所生活介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（通常の事業の実施地域及び送迎の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域及び送迎の実施地域は、草加市全域及び当事業所より半径5kmの範囲とする（東京都足立区北部・川口市東部・八潮市西部地域）。

- 2 通常の事業の実施地域越えて行う送迎サービスに要した交通費は、第7条2号（2）のとおりとする。

（感染症対策）

第11条 感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための委員会を定期的に開催し、研修や訓練の実施を行う。
- （2） 感染症発生時でも、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。
- （3） その他関係通知の遵守、徹底をするものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第12条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供し事故発生を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2） 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための会議研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束に関する事項）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、身体的拘束等という）を行わないものとする。

- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ず身体的拘束等により行動を制限する場合は所定の手続きを行う。
- 4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 5 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（業務継続計画）

第16条 事業所は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

- 2 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じ変更を行うものとする。

（ハラスメント対策）

第17条 事業所は精神的苦痛を受けた職員（被害者）や組織への悪影響及び損失を回避するため、ハラスメントを防止するための方針や明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第18条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（生産性向上推進に関する事項）

第19条 事業所は、介護現場における生産性の向上を促進するため、課題を抽出及び分析し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討するための委員会を設置するものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第20条 事業所は、利用者に対して事業所の方針に従ってサービス提供を受けてもらうよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう説明を行う。
 - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活进行すること。
 - (2) 火気の取扱いに注意すること。
 - (3) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (4) 政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりしないこと。
 - (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む）を実施する。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年12回

- 2 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 6 運営規定概要等の重要事項等について、書面掲示に加えインターネット上で情報閲覧ができるよう公表することとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人白寿会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。